

山形県入札監視委員会令和8年度第1回定例会議 審議事項の概要

1 開催日時 令和8年7月14日（火）13時30分～15時30分

2 会 場 県庁1001会議室

3 出席委員 委員5名（梅津委員、加藤委員、土屋委員、原田委員、丸山委員）

4 県出席者 県土整備部部長、関係部局職員など計26名

5 審議事項の概要

(1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日）

① 抽出事案1

令和7年度（債務負担行為）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁修繕）
主要地方道米沢飯豊線中津川橋橋梁補修工事（1工区）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課】

委員	工期の始期日期限が令和7年12月22日なのはなぜか。
県	要因としては大きく2つある。1つ目が橋長が180メートルあるアーチ部に重量のある足場をかけないといけないが、橋梁の構造に影響ないかなどの検討に時間がかかるということ。2つ目が、白川ダムの水没林のシーズンである4月18日までに、足場設置に伴う道路の通行止めを解除できるよう工程調整が必要なこと。以上のことから、早めに工事に着手してもらう必要があるため、この工期の始期日期限としている。
委員	塗装工事ということだが、中東情勢の影響は大丈夫なのか。
県	中東情勢の影響についてだが、塗料を使うのには、塗装間隔があり、上塗り下塗りで、塗料のボリュームがある程度この期間に、このぐらいの量必要というものがある。それらを綿密に調整したうえで、いつまで塗料の搬入が必要という計画を早めに請負業者の方で組んでもらっていたので、なんとか必要な量を問題なく確保することができた。
委員	逆転現象が発生しており、内容を見ると、加算点のうち、工事顕彰と実施証明について、落札企業のみ点数が加算されているが、これらの内容について教えて欲しい。またこれらの加算点は

	取得するのは難しいものなのか。
県	まず工事顕彰の加算点だが、落札企業は令和5年度に、優良工事ということで、表彰を受けているため1点加算されている。数としては県全体で年間で十数件ぐらいが表彰を受けている。 実施証明についてだが、週休2日確保工事を実施したことのあ る技術者がいれば、その方に実施証明書を発行するものになる。 今回は落札企業の配置予定技術者が、過去に週休2日確保工事 を実施したことがあるという方だったため、落札企業に1点加 算をした。その他の企業については、配置予定技術者が過去に週 休2日確保工事を実施したという実績が無かったため、加算さ れていない。
委員	今後週休2日確保工事に実施証明書の発行は廃止するのか。
県	公共工事でも、週休2日確保工事が、一般的になってきつつあ る。そのため、これまでも発行対象を通期や月単位での週休2日 確保工事など徐々に狭めてきたが、来年10月からは、実施証明書 の発行は終了する予定である。

② 抽出事案2

令和7年度（明許繰越）道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁更新）外主
要地方道新庄次年子村山線堀内橋工区外発注者支援業務委託（第1工区）

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／最上総合支庁建設部道路計画課】

委員	下請はあるのか。
県	ない。
委員	工事の選定の方法の際に最上総合支庁管内の他に、北村山地 域振興局を加えて再選定とあるが、なぜか。
県	設計金額が700万円以下の場合は指名選定の際の地域要件を 総合支庁管内として設定するが、その条件で指名業者が10者に 満たない場合は、地域要件を広げることとしている。そのため今 回は隣接する地域振興局である北村山地域振興局を加えて再選 定したところ、条件を満たす業者が12者いたため、それらの業者 を指名業者として選定した。
委員	特記仕様書の中で、パソコンの仕様を指定しているが、指定し ているOSが古いのではないか。
県	あくまで業務の履行に必要なソフトウェアが使用できる相当 のOSを例として記載したので、参考程度に考えていただきたい。

③ 抽出事案 3

令和 7 年度道路施設長寿命化対策事業（補助・橋梁点検）山形県橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

【建設工事関連業務委託／随意契約／県土整備部道路整備課】

委員	今回の落札業者は過去にも今回の業務に参加したことがあるのか。また、今後も同じ業者に委託していくことになるのか。
県	橋梁の点検・診断、修繕計画の策定には専門的な知識が必要となるため、今回の共同企業体では、代表企業に対し、過去に橋梁修繕計画の策定・更新といった実績を有することを参加要件として設定している。今回の業務を落札した代表企業は、過去に本県での実績もあり、技術力も有しているが、今後もまた同じ共同企業体が受注するとは限らない。
委員	平成 19 年以降毎年計画を策定しているということだが、今後もプロポーザル方式で委託業者を決めるのか。
県	一昨年の業務においても、国のマニュアル改正を踏まえた県版のマニュアル作成など、専門的な知識が必要であったことから、プロポーザル方式で委託業者を決めている。一方、それ以前は、価格競争や総合評価落札方式で委託業者を決めており、その時々で業務内容に応じた適切な入札契約方式を選択していく。
委員	3 者が提案に参加しているが、契約した業者が他の 2 者より優れていた点は、どのような点か？
県	私自身は当時の審査員ではないが、例えば「点検支援性能カタログ」の改正業務の取組方針では、点検支援技術に対する県内での実績や資機材の有無を確認するなど、山形県内の橋梁点検で使いやすいマニュアルを目指すといった記載があり、そうした提案内容が評価されたのではないかと考えている。
委員	工期が伸びたのは総合支庁での作業に時間がかかったからなのか、それとも他の要因か。
県	出来上がったマニュアルを使用することになる総合支庁の職員に対するアンケート調査を実施したところであるが、その集約等に時間を要したため、変更契約を行い、委託の期間を延長したものである。
委員	委託の期間が伸びたが金額の変更はあるのか。
県	契約金額に変更はない。

④ 抽出事案 4

令和 7 年度沼田寄込地区水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業第 1 工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／村山総合支庁産業経済部北村山農村整備課】

委員	参加申請をした 6 者のうち 5 者が入札を辞退していることについてどう考えているか。
県	個別に業者に聞き取りをしたわけではないが、国の補正予算を活用して、同時期に北村山地域振興局管内の他の地区でも 4 件同様の工事を発注している。その中で、入札前にそれぞれの地区の条件や自社の技術者の状況等を勘案して、この案件は辞退したのではないかと考えている。
委員	評価点の加算点である地域貢献度のうち、多面的機能支払共同活動や企業の農業参入とは何ですか。
県	地下水涵養や田んぼダムによる流域治水、景観などを総称して多面的機能と言っている。この機能を保つため、畔の草刈りや水路の泥上げなどの共同活動を行っているが、地域の高齢化や人口減少により困難になっている。そのため多面的機能支払共同活動に業者が参加し、証明として活動状況や組織の規約等を提出してもらうことで評価している。 企業の農業参入についても、耕作者の減少等により荒廃する農地を企業が農業分野に参入することで守られるという観点から、営農状況や組織の規約等を提出してもらうことで評価している。
委員	労務単価の特例措置とはなにか。
県	公共工事設計労務単価が 3 月に改定されたが、2 月の設計労務単価と比較して、全職種単純平均で 3.5% 上昇している。このため、令和 8 年 3 月 1 日以降に契約した工事で、旧設計労務単価で積算したものについては、3 月改定の新単価に置き換えて積算された請負代金額に変更契約できるとするもの。

⑤ 抽出事案 5

令和 7 年度（ゼロ国債）空港整備事業（山形空港公共）山形空港航空灯火施設更新工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／山形空港事務所】

委員	参加申請をした 4 者のうち 3 者が入札を辞退していることについてどう考えているか。
県	個別に業者に聞き取りをしたわけではないが、夜間しか作業

	ができないという制約条件があることや、航空灯火という特別な機材を扱うメーカーが限られていることなどの空港工事の特殊性が影響したのではないかと考えている。
委員	参加申請が４者しかなかったことについて、何か対策は考えているか。
県	現時点では、地域要件の拡大や、工事の特殊性に配慮した入札公告などで対応していくしかないと考えている。
委員	工事の特殊性についてもう少し詳しく教えて欲しい。
県	例えば、工事に使用する材料についても、一般的なものではなく、全国で数社しか製造していないということが挙げられる。
委員	今回の工事内容には舗装なども含まれているが、土木一式工事の附帯工事としての電気工事という発注の仕方にはならなかったのか。
県	本工事では、舗装は施工内容のほんの一部でしかなく、メインは電気工事なので、電気工事で発注した。
委員	予定価格を事前公表したのはなぜか。
県	別発注している滑走路舗装工事に影響を及ぼしてはならないことと、先程話したような様々な制約条件がある特殊な工事であることから、事前公表とした。

⑥ 抽出事案６

債務負担行為工事山形県教育センターエレベーター改修工事

【建設工事／随意契約／教育局高校教育課】

委員	工期末が令和９年５月末なのはなぜか。もっと早くてもよいのでは。
県	エレベーターの工事という性質上、機材等を製造してから納入するまで時間がかかるため、その期間を確保したもの。
委員	設計書の作成について、今回の契約した業者以外の業者の設計なのはなぜか。
県	そもそもの設計にあたっては、全面改修がいいのか部分改修がいいのか検討するため指名競争入札で設計事務所を選定している。一番適切な設計が部分改修だったため、今回の契約業者と随意契約した。
委員	今回の改修は単なるエレベーターの改修であり、教育センター全体の改修の一部ではないということによろしいか。
県	お見込みのとおり。現時点では教育センター全体での改修の予定はない。

委員	エレベーターの納期は妥当か。建築工事の場合だと、共通費が工期に応じて増えるので、工期が長いと費用が掛かり増ししてしまい、工期の妥当正にも疑問が残ってしまう。
県	納期についてはメーカーに聞き取りをした上で、適切な納期を設定し工期としている。また、エレベーター工事の場合は、県では国土交通省の積算基準に準拠して積算しているが、それによると、工期に応じて共通費が増えるという積算方法にはなっていない。